

19 いじめ防止対策

(1) いじめ防止基本方針

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 基本的考え方

(1) いじめの問題克服に向けた基本的な考え方

学校教育は、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とする教育基本法の教育の目的を達するために行われなければならない。その中で、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせるものであり、重大な人権侵害行為である。すなわち、いじめは、いじめそのものが教育の目的を大きく逸脱し、学校現場では決してあってはならない行為である。

「いじめはどの学校においても、どの児童にも起こりえること」を十分に認識し、全ての児童が、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めるよう、ここに武蔵ヶ丘北小学校「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校総体でいじめ防止等に取り組む。

(2) いじめの定義

ア いじめ防止対策推進法 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

イ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることではなく、いじめられた児童の立場に立つこと。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ・不登校対策委員会で行う。

2 いじめ防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの児童も加害者になり又は被害者になりうることを念頭に置き、全教育活動においていじめ防止の観点を貫くことが重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大

人へと育み、いじめを生まないため、学校環境を整えるために、全教職員が一体となった継続的な取組を行う。

このために、全ての教育活動において、人権尊重の精神を培うよう心がけるとともに、道徳教育の要である道徳の時間や読書活動・体験活動等の充実を図ることにより、児童の社会性を育む。また、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うとともに、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、自他の意見の相違があっても、お互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。さらに、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対応できる力を育むことや、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに取り組む。

また、情報安全・情報モラル教育の充実として児童に対して「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」の周知と活用を行う。

さらに児童の主体的な取組として、運営委員会を中心にいじめや人権を念頭に置いた児童会目標を設定・周知させる。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての教職員が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは教職員の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教職員の気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る。

(3) いじめへの対処

ア 対処の根本理念

いじめを認知した場合、直ちに、いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認したうえで適切に指導する。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を行う。

イ いじめ解消の定義

いじめが解消した状態とは、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終わるのではなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。

(4) 家庭や地域との連携について

いじめについては、学校以外でも起こる。社会全体で児童を見守り、健やかな成長を見守るため、地域、家庭との連携を密にする。そのため、児童の学校生活等の情報を積極的に家庭に提供するなど学校と家庭の連携を密にするとともに、必要に応じて、PTA運営委員会、学校評議委員会、児童民生委員会等の関係団体といじめについての協議を行い、具体策を推進する。

なお、アンケート調査によりいじめが認知されなかった場合、その結果を児童や保護者、地域に向けて公表し検証する。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題の対応においては、学校や教育委員会で、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果をあげることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

そのために、学校等警察連絡協議会等、すでに設置されている協議会等において情報交換を活発に行ったり、教育相談の実施に当たり必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、地方法務局など、学校以外の相談窓口についても児童に適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携する。

II いじめ防止等に関する具体的方策

1 本校におけるいじめの防止等に関する組織

(1) いじめ対策委員会

①目的

いじめの未然防止及び重大事案発生時における対応策について協議する。

②構成員

校長、教頭、当該学級担任、各学年代表、保健主事、人権教育主任

※必要に応じて、SSW、SC、町相談、町福祉課担当者、児童相談所相談員を含めてケース会議を実施する。

③実施回数

毎月1回 *重大事案発生時は、即応する。

2 いじめ防止のための具体的方策

(1) 学級や集団の規律の確立

ア 人権尊重の精神を基盤にした学級経営、集団づくりの推進

人権尊重の精神を基盤とした学級経営、集団づくりにするために、次の4点に特に配慮する。

○全ての活動が人権尊重の精神を基盤にしたものになっているか。

○特設の人権教育の授業や道徳の時間が充実したものになっているか。

○授業や部活動等で全ての児童が大切にされているか。

○全ての教育活動で人権教育、道徳教育の視点を持った指導になっているか。

イ 秩序ある学級・集団作り

いじめをしない、させない学級や集団にするために秩序ある学級、集団にすることは必要不可欠なことである。そのために、次の4点に特に配慮する。

○きまりや約束事をきちんと守れる集団になっているか。

○相手を思いやり、助け合う集団になっているか。

○児童一人ひとりの自尊感情の高まりはあるか。

○児童一人ひとりのコミュニケーション能力はあるか。

ウ 「心のきずなを深める日」の設定

毎月中旬に実施する。合わせて「むきたころのアンケート」をとる。

「心のきずなを深める日」の内容は、いじめに関する担任からの講話や体験活動、学級レクレーション等が考えられる。

(2) 学校総体としてのいじめを許さない風土づくり

ア 人権尊重の精神が満ちた環境づくり

一人ひとりの児童が安心して学校生活を送り、様々な活動を意欲的に活動できるよう、学校全体が人権尊重の精神が満ち溢れた環境でなければならない。あらゆる活動や掲示物にいたるまで人権に配慮した学校になるよう取り組んでいく。また、全校朝会等で校長や人権教育主任等から人権の大切さについての講話を積極的に行う。

イ 学校総体としての言語環境の整備

児童間のトラブルの原因の多くが言葉の乱れに端を発している。その点からも学校総体として言語環境を整備することは急務である。また、教師の言葉使いが児童に及ぼす影響の大きさに鑑み、「教職員の振り返りチェックリスト」等を利用しながら、教師の言語環境も整備していく。

ウ 「いじめを許さない」指導体制の確立

いじめに対しては「絶対に許さない」という強い信念のもと、全教職員が指導にあたる。また、生徒指導部会、いじめ対策委員会の強化を図る。

(3) 「心の居場所」の確認

ア 積極的教育相談の推進

教育相談については担任ばかりが行うのではなく、機会を見つけて養護教諭や部活動担当者等も相談を実施する。

イ 児童の「心の居場所」の確認

『すべての児童にとって「心の居場所となる魅力ある学校づくり」を進めるための振り返りシート』を活用して、学級及び学校で定期的に課題を抱えた児童の「心の居場所」を確認する。

3 いじめの早期発見のための具体的方策

(1) 積極的な教育相談の実施

ア 「いじめのサイン発見チェックリスト」の活用

「いじめのサイン発見チェックリスト」を学級担任に配布し、そのリストを点検することでいじめ発見に心がける。

イ 個人面談（教育相談）の実施

毎学期1回、全児童を対象に個人面談を実施する。また、気になる児童については随時、機会を設けて個人面談を実施する。

(2) 教職員の情報交換と「むきたころのアンケート」の実施(毎月)

ア 「子どもを見つめる日」での情報交換

毎週火曜日、朝自習の時間に実施する。1回に1学年の報告を行い、気になる児童についての共通理解を図る。

イ 「むきたころのアンケート」の実施

「心のきずなを深める日」に合わせて実施。いじめについてのアンケートを毎月とることによって早期発見に努める。

ウ 「心のアンケート」個別対応記録カードによる定期的な点検

児童が直接又はアンケート等で訴えたいじめに関する個別の事案とその対応を記録しまとめたものが「心のアンケート」個別対応記録カードである。このカードを定期的に点検することで、再発等の発見に役立たせる。

(3) 家庭との連携(子どものサイン発見チェックリスト)

いじめの早期発見においては、家庭との連携が大きなウエイトを占める。6月と12月に「いじめの早期発見・早期対応及び早期解消に向けた家庭との連携について」という通知文を保護者に出し、家庭との連携を強める。また、同時に「子どものサイン発見チェックリスト」を配布し、家庭によるいじめの早期発見に資する。

4 いじめに対する具体的対応

いじめが発生した場合、それに対する対応は迅速かつ慎重であらねばならない。また、その対応を担任任せにはせず、学校全体の組織的対応が必要である。

(1) 情報の収集

- 発見又は通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取りなどを行い、いじめの実態を正確に把握する。
- 実態把握の際、当該児童を他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に配慮する。
- いじめた児童が複数いる場合は、同時刻かつ個別に聞き取りを行う。
- 必要がある場合は、保護者や地域住民からも情報を集める。
- 得られた情報は時系列にそって記録に必ず残す。

(2) 指導・支援体制

- 正確な実態把握を行った後、いじめ対策委員会を開き、指導・支援体制を組む。
- 指導・支援体制を組む場合は、役割分担を明確にする。特に以下のア～エについては配慮する。
 - ア いじめられた児童やいじめた児童への対応
 - イ いじめられた児童及びいじめた児童の保護者への対応
 - ウ 教育委員会や関係機関との連携
 - エ マスコミ対応
- 指導・支援体制については、随時、修正を加え、「組織」としてより適切に対応できるようにする。

(3) 指導・支援

ア いじめられた児童に対する支援

- いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することを最優先する。また、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添える体制をつくる。
- カウンセリング等を通して、いじめられた児童の自尊感情を高める。

イ いじめた児童に対する指導・支援

- いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす絶対許されない行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止などの措置をとったりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- いじめた児童の指導が十分な効果をあげることが困難であると判断した場合は、所轄警察等とも連携して対応する。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景に目を向け、根本的な解決を図る。
- カウンセリング等を通して、いじめた児童に不満やストレスを解消させる方向に目を向けさせる。

ウ いじめのあった集団への指導・支援

- いじめがあるのを見て見ぬ振りをするのはいじめを容認していることであり、許されない行為であることを理解させる。
- 当該集団で話し合うなどして、集団の規律を見直させる。
- はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

エ 保護者への対応

- 家庭訪問（加害、被害者とも）等により、正確に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携について話し合い、共通理解をする。
- いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り被害児童の保護者の不安を除去する。

5 いじめ対応マニュアルの策定

いじめ問題への対応を迅速かつ的確に行うことのできるよう武蔵ヶ丘北小学校「いじめ対応マニュアル」（別紙）を策定する。